

大火災対策編

I 大火災対策計画

II 大爆発対策計画

牧之原市地域防災計画 大火災対策編

目 次

I 大火災対策計画

第1章 総則	大火災Ⅰ - 1
第1節 関係機関の業務の大綱	大火災Ⅰ - 1
第2節 過去の顕著な災害	大火災Ⅰ - 1
第3節 予想される災害と地域	大火災Ⅰ - 1
第2章 火災予防計画	大火災Ⅰ - 3
第1節 消防体制の整備	大火災Ⅰ - 3
第2節 火災予防対策	大火災Ⅰ - 3
第3節 林野火災予防対策	大火災Ⅰ - 4
第4節 火災気象通報の取扱い	大火災Ⅰ - 4
第5節 予防査察等の強化	大火災Ⅰ - 4
第6節 消防力の強化	大火災Ⅰ - 5
第3章 災害応急対策計画	大火災Ⅰ - 6
第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動	大火災Ⅰ - 6
第2節 情報伝達系統図	大火災Ⅰ - 6
第3節 市の対応	大火災Ⅰ - 6
第4章 災害復旧計画	大火災Ⅰ - 6

II 大爆発対策計画

第1章 総則	大火災Ⅱ - 1
第1節 関係機関の業務の大綱	大火災Ⅱ - 1
第2節 過去の顕著な災害	大火災Ⅱ - 1
第3節 予想される災害と地域	大火災Ⅱ - 1
第2章 災害予防計画	大火災Ⅱ - 2
第1節 ガス災害予防計画	大火災Ⅱ - 2
第2節 危険物災害予防計画	大火災Ⅱ - 3
第3章 災害応急対策計画	大火災Ⅱ - 4
第1節 関係機関の業務の大綱	大火災Ⅱ - 4
第2節 情報伝達系統図	大火災Ⅱ - 4
第3節 対応	大火災Ⅱ - 5
第4章 災害復旧計画	大火災Ⅱ - 6
第1節 原因究明と是正措置	大火災Ⅱ - 6

I 大火災対策計画

第1章 総 則

多数の死傷者が発生するおそれのある大規模な火災及び焼損が広範囲にわたる林野火災による被害を防止、軽減するための火災予防対策及び火災が発生した場合の応急対策等について定める。

第1節 関係機関の業務の大綱

実施主体	内容	
市	1 防災に関する組織の整備 2 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検 3 情報の収集、伝達及び被害調査 4 消防団員の教育 5 消防団の活性化 6 被害を受けた児童及び生徒の応急教育 7 清掃、防疫その他保健衛生 8 緊急輸送の確保 9 災害復旧の実施 10 その他災害防ぎよ又は拡大防止のための措置	
静岡市消防局	消防体制の整備	1 消防組織の確立 2 消防施設の整備 3 消防職員の教育 4 緊急消防援助隊の受援体制の確立
	火災予防対策	1 防火対象物の火災予防指導 2 消防用設備等の設置促進 3 防火管理体制の指導育成
	林野火災予防対策	1 消防資機材の維持管理
	災害応急対策	1 消防活動 2 広域活動協力体制
静岡地方气象台	火災気象通報の発表	

第2節 過去の顕著な災害

該当なし

第3節 予想される災害と地域

風速、湿度などの気象条件は、火災の発生、拡大を助長する役割を果たす。

大火の原因となる空気乾燥や強風をもたらす気圧配置には、次のものがあり、これらは火災の発生しやすい条件を作り出す。

- ・冬から春先にかけての西高東低の気圧配置：北西の強風、太平洋側でフェーン現象による突風
- ・春から初夏にかけて帯状の高気圧が、日本付近をおおう気圧配置：連日晴天で、空気が乾燥し、実効湿度が低下

林野火災とは、森林、原野又は牧野が焼損する火災をいう。林野火災は落雷等の自然現象によるものもあるが、そのほとんどは、一般火災と同様に煙草の投げ捨て、たき火等の人為的要因で起こる。

林野火災を誘発し、被害を拡大する要因は自然条件が大きく影響する。特に地形、林況、気象は深い関係がある。

1 市の気象条件

当市の気候は、極めて温和であり、比較的多雨多湿である。

年平均気温は17℃前後であり、最寒月(1月)平均7℃前後、最暖月(8月)は27℃前後である。

降雨量は、平坦地で年間2,000mm前後である。また、1・11・12月は200～400mm前後、6・7・8・9月は700～1,100mm前後である。

風は冬期の季節風が特に強く10m/s前後の西の風が吹く。

台風による暴風や豪雨は予め進路によって推定できるが、田畑の浸水、土砂崩れ、河川のはん濫など広範囲にわたる被害を起こし易い。

第2章 火災予防計画

各種災害の予防及び防除に対処するため、消防組織及び消防施設の強化拡充を図るとともに、特に火災の発生を防止するため防火意識の高揚、建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の設置促進、防火管理体制の指導育成を行い、被害の軽減を図る。

第1節 消防体制の整備

市においては、静岡市消防局と協力し、次の事項について推進する。

区分	内容
消防組織の確立	市域における各種災害による被害の軽減を図るため、消防組織の充実を図る。
消防施設の整備	市域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化充実を図り、消防体制の万全を期するものとする。
緊急消防援助隊の受援体制の確立	消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の整備に努めるものとする。

※ 静岡市消防局における消防力の現況は、(資料編 12-1「市内を管轄する消防機関の概要」)のとおりである。

また、次の事項については、市において推進する。

区分	内容
消防団員の教育	消防団員に高度な知識及び技術を習得させるため、県消防学校が行う教養訓練に参加させる。また、団において一般教養訓練を行うなど、消防体制の万全を期するものとする。
消防団の活性化	災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性についての団員への参加促進、市民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進する。

※ 消防団における現況は、(資料編 12-2「消防団組織編成」、12-3「消防ポンプ自動車等整備状況」)のとおりである。

第2節 火災予防対策

静岡市消防局においては、次の事項について指導等を行う。

区分	内容
建物の不燃化の指導	燃えないまちづくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。
消防用設備等の整備	火災の早期発見、初期消火のために消防用設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。
防火管理体制の整備	旅館、ホテル、病院、学校等多数の者が出入りする施設の防火管理体制の整備を促進するため、防火管理者講習会を実施し、指導する。
防火対象物の火災予防	多数の者が出入りする施設に対する火災予防指導及び防火安全講習会等を関係機関の協力を得て実施し、火災の発生防止を図る。
林野その他の火災予防	林野火災、枯草火災等を防止するため、野外での焼却を制限し、森林資源や農作物を火災から守る。

第3節 林野火災予防対策

森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、静岡市消防局等と協力して総合的な推進を図る。

区分	内容
防災知識の普及啓発	<p>県及び市は、静岡県山火事予防運動期間中ポスター、チラシ、広報誌、回覧、啓発物品等による広報活動や県、市町、協力団体の職員等による自主パトロールの実施などを通じ、ハイカー等の入山者、森林所有者、農林業関係者、地域住民、小中高等学校生徒、各種団体等に対し、山火事予防を呼びかけ、自主的な運動参加を推進する。</p> <p>その際、枯れ草等のある火災が起こりやすい場所で喫煙・たき火をしないことや、たき火等火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火することなどを強く呼びかけ、広く市民に対し山火事予防意識の啓発を図るものとする。</p>

第4節 火災気象通報の取扱い

消防法第22条第1項の規定により、静岡地方気象台長から知事に、知事から市長へ伝達される火災気象通報は、次により取り扱う。

区分	内容	
火災気象通報の基準	対象地域	実施基準
	概ね市町単位（二次細分区域）	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する（降水予想の場合などは、明示しない場合がある）。 注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 定時（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。
市長への伝達	通報を受けた知事は、防災行政無線等により市長に伝達する。	
火災警報の発令	市長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発令後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置をとる。	

第5節 予防査察等の強化

静岡市消防局においては、火災予防関係法令の定めるところにより、防火対象物の関係者に対し査察指導を定期的かつ積極的に実施し、火災発生の防止、初期消火体制の確立、延焼拡大の防止、安全

避難の確保等の充実を図り、広く市民の防災意識の向上並びに啓発を図る。

第6節 消防力の強化

市においては、静岡市消防局と連携しながら、次の事項について推進する。

- 1 消防団等の配置を検討し、出動の円滑化を図る。
- 2 消防自動車などの設備を充実する。
- 3 火災、救急業務などの初動体制の充実を図る。
- 4 消防水利が不足する地域の施設充実に努める。

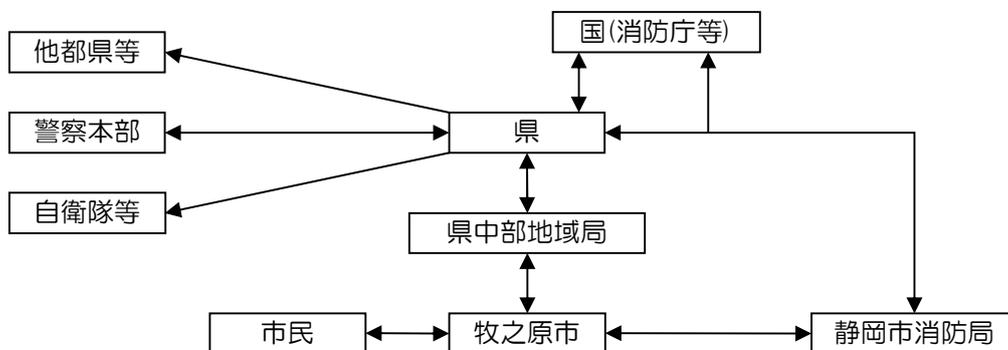
第3章 災害応急対策計画

この計画は、大規模火災及び林野火災に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、火災の発生による被害の軽減を図ることを目的とする。

第1節 大規模火災及び林野火災に対する消防活動

区分	内容
市消防活動体制	大規模火災や林野火災が発生した場合においては、これらの火災による被害の軽減を図るため、万全を期するものとする。
広域活動協力体制	市長は、大規模火災、林野火災が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。
大規模林野火災対策	市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、静岡市長に空中消火活動の要請をすることができる。
消防庁への応援要請	静岡市消防局と協議し、保有する消防力だけでは対応できないと判断した場合は、消防庁に対し県を通して緊急消防援助隊の応援要請をするものとする。

第2節 情報伝達系統図



第3節 市の対応

大規模火災が発生した場合は、「大規模火災災害応急体制」を配備し、情報収集を行う。
 必要な場合は、「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。(資料編 1 組織・体制に準ずる。)
 災害対策本部の設置及び任務については、(共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節「組織計画」)のとおり。

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画については、(共通対策編 第4章 復旧・復興対策)に準ずる。

Ⅱ 大爆発対策計画

第1章 総 則

高圧ガス、危険物、火薬類等による爆発事故の発生と発災時の被害の拡大を防止するための保安対策、及び事故発生時の応急対応や復旧対策について定める。

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

このため、平時から高圧ガス、危険物、火薬類等の関係施設の適正な維持管理や取扱いなどの関係事業者による自主保安対策を推進するとともに、大規模地震等の災害を想定した防災体制を構築する。

第1節 関係機関の業務の大綱

機関名	内容
市	1 高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整 2 大規模事故発生時の危機管理対応 3 高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導
静岡市消防局	1 危険物施設の許認可 2 煙火の消費許可 3 災害発生時の消火、人命救助活動 4 爆発事故、危険物事故等の再発防止指導
県	1 高圧ガス、火薬類事業者の許認可 2 高圧ガス、火薬類事業者の保安指導 3 高圧ガス、危険物、火薬類事故発生時の国や関係機関との連絡調整 4 大規模事故発生時の危機管理対応 5 高圧ガス、火薬類事故の原因究明、再発防止指導
県警察本部 (牧之原警察署)	1 火薬類事業者の保安指導 2 高圧ガス、危険物、火薬類運搬車両等の路上安全対策 3 高圧ガス、危険物、火薬類事故等発生時の捜査
関係事業者	1 自主保安体制の構築 2 危害予防規程、地震防災計画等の策定 3 防災資機材の整備 4 防災訓練等の実施 5 災害発生時の関係機関への通報 6 事故原因の究明、再発防止措置の実施

第2節 過去の顕著な災害

該当なし

第3節 予想される災害と地域

高圧ガス、危険物、火薬類等に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。

高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は市内全域で発生する危険性がある。市周辺では特に御前崎港周辺に石油等危険物貯蔵施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。(資料編 12-4「危険物取扱所等の施設現況」、12-5「ガス事業の現況」)

第2章 災害予防計画

第1節 ガス災害予防計画

高圧ガス(高圧ガス保安法に定める高圧ガスをいう。以下同じ。)による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

1 ガス保安体制の整備

区分	内容
防災計画の作成	ガスによる災害を防止するため、一般ガス事業者は、災害対策基本法に基づく防災計画を作成し、静岡市消防局及び県に提出するとともに、その内容について毎年見直しを行い、緊急時における活動が計画どおり実施できるよう応急体制の整備を行う。
ガス保安に係る連絡調整体制の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1 市及び県並びに関係機関相互の連絡調整を行うことにより、ガスの安全確保に関する対策を推進する。 2 液化石油ガス販売事業者(「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に定める販売事業者をいう。以下同じ。)は、ガスを供給する同館の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を静岡市消防局に提出する。

2 ガス保安施設の整備

区分	内容
ガス遮断装置の設置	液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。
ガス漏れ警報設備等の設置	液化石油ガスを使用する施設(資料編 12-5)の管理者等は、ガスの燃焼器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

3 ガス災害の予防対策

区分	内容
高圧ガス	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス事業者及び県内高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設(資料編 12-5)の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。 2 県は、保安検査、立入検査、関係機関との連絡協議等、災害防止のための必要な措置を講ずるほか、高圧ガス事業者の自主的保安活動を促進するため、保安講習の実施、関係保安団体の育成に努める。 3 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。 4 県及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者等の災害の防止のため消費者保安講習、啓発のためのパンフレットの配布、ラジオ、テレビ等によるPRを行う。また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普及等の保安指導を行う。

第2節 危険物災害予防計画

市域における危険物施設の現状を把握して災害時における危険物施設の応急対策についての円滑化を期し、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

1 予防査察

区分	内容
災害予防の指導	静岡市消防局は、それぞれ製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度並びに消費場所における取扱いの適否を検査するため、毎年定期的に保安検査・立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導、取締りを行う。
施設改修等の指導	静岡市消防局は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。
危険物規制行政	危険物規制行政については、静岡市消防局において実施する。
災害予防体制の確立	静岡市消防局は、自衛消防組織等の組織化を指導推進し、自主的に災害予防体制の確立を図る。
化学消火機材の整備	静岡市消防局は、化学消火機材の整備を推進する。

2 保安教育

監督機関及び関係機関は、危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を行う。

防災に関する諸活動が円滑に運営され応急対策が完全に遂行されるよう、随時パンフレット等を発行する。また、講習会等を開催し保安意識の高揚を図る。

第3章 災害応急対策計画

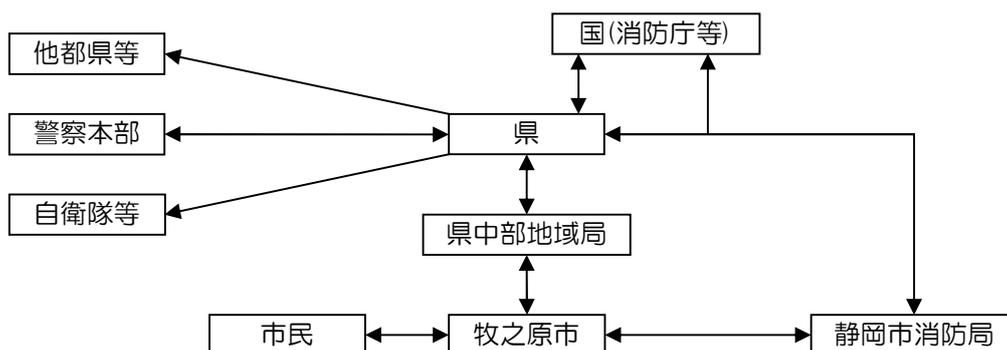
この計画は、大規模な爆発事故が発生した際の、情報伝達、救助・消火活動、付近市民の避難、二次災害の防止等の応急対策について定める。

前章に掲げる他、水蒸気爆発、粉塵爆発、高圧ガスや危険物以外の可燃性物質、有機物の腐敗や土壌由来の可燃性ガス等に起因して爆発事故が発生することがある。こうした爆発事故についても、この計画に準じて対応する。

第1節 関係機関の業務の大綱

機関名	内容
市	1 市の対策本部設置 2 情報の収集、伝達及び被害調査 3 緊急輸送の確保 4 その他災害の防ぎよ又は拡大防止のための措置
静岡市消防局	1 火災・災害等即報要領に基づく消防庁及び県への通報 2 消火活動 3 人命救助活動 4 避難誘導 5 事故調査
県	1 災害対策本部の設置 2 防災対策の総合調整 3 情報収集・発信、広報 4 国等との連絡調整 5 自衛隊等への支援要請 6 事故調査
県警察本部 (牧之原警察署)	1 事故捜査 2 交通規制 3 避難誘導
発災事業者	1 事故通報 2 自衛防災対応 3 災害拡大防止措置 4 関係機関への協力 5 相互援助協定事業者等への支援依頼

第2節 情報伝達系統図



第3節 対応

1 応急対策

区分	内容
保護保安対策	<p>1 ガス漏れ等を発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。</p> <p>2 ガス事業者は、自己やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する協定により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。</p> <p>3 ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれがあるときは、需要家ガス施設等の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに静岡市消防局等に連絡する。</p> <p>4 ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で、遮断後のガス供給再開を行うものとする。</p> <p>5 ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については、直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また、市防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、市、静岡市消防局、牧之原警察署等に対し、需要家に対する広報を要請する。</p> <p>6 ガス事業者は、応急対策に要する車両等を確保する。</p>
危険防止対策	<p>1 災害発生の現場においては、ガス漏れに起因する二次災害(中毒・火災・爆発)を防止するため、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸器等の防火用具を準備し、火気の扱には注意をする。</p> <p>2 災害の規模により、その周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。</p> <p>3 ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに静岡市消防局に連絡するとともに、通風の良い場所に仰臥させる等の応急措置をとる。</p>

2 市等との連絡協議

高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施にあたっては、市、静岡市消防局、県及び牧之原警察署と十分連絡、協議する。

3 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を市、静岡市消防局及び牧之原警察署に行う。

4 災害対策本部の設置及び任務

大規模な爆発事故が発生した際は、「突発的災害応急体制」を配備し情報収集を行う。必要な場合は、「災害対策本部」を設置し、応急対応を行う。(資料編 1 組織・体制)に準ずる。)

第4章 災害復旧計画

災害復旧段階における、原因究明と是正措置の実施、事業の再開、産業活動や市民生活に関する復旧措置等について定める。

第1節 原因究明と是正措置

区分	内容
発災事業者の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 爆発事故の原因を究明し、再発防止のための是正措置を講じる。 2 関係機関が行う事故原因究明のための調査等に協力する。 3 事故により他者に生じた被害の調査、復旧等に必要な対応を行う。
関係機関の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関は連携して、事故の原因究明のための調査や、再発防止のための是正措置の指導を行う。 2 必要な場合は、県や学識経験者等に原因究明や再発防止措置に関する支援や指導を要請する。
産業や市民生活に関する普及措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 発災事業者等は、事故による高圧ガス、都市ガス、危険物、火薬類の生産、供給等に係る産業活動や市民生活等への影響を最小限に止めるよう配慮する。 2 ガス関係事業者は、関係団体や相互援助協定事業者等の支援や協力を受け、ガス供給等の速やかな復旧を図る。 3 復旧に時間を要する場合は、代替措置等を検討する。特に公共施設、防災拠点施設、病院等へのガスの供給については、当該施設の機能の維持に配慮する。 4 供給遮断を行った都市ガスについて供給を再開する場合は、ガス事業者は、関係機関と連携し該当区域の事業所や市民への広報等を行い、ガスの閉栓の確認等の注意を徹底する。 5 該当区域の巡視点検を行い、ガス漏れ、火災、爆発等の二次災害の発生を防止する。 6 発災事業者は、復旧状況等を随時、関係機関に報告する。また、需要者への情報提供、広報を行う。
情報公開、広報	<ol style="list-style-type: none"> 1 発災事業者は、関係機関と連携し、事故原因や復旧対応等について、付近市民や関係者へ必要な情報提供や説明を行う。 2 市は市民の安全・安心の確保のため、事故原因や復旧状況等について必要な広報等を行う。